



# 誤読の踏襲を正す

——『寧樂遺文』と万葉集卷五「阿氏奥嶋」伝注記——

日 吉 盛 幸

はじめに

すでに、史料集『寧樂遺文』（三卷）『平安遺文』（十三卷）の編集をなし遂げている〈竹内理三氏〉が、さらに〈二十年かけ〉〈人の手を借り〉ず〈まいったくの独力で〉〈三万二千八百六十六通〉もの〈鎌倉時代の古文書のほとんど全部を活字にして収めた『鎌倉遺文』全四十二巻を完結〉させたという。まさに、〈個人の仕事として〉は、前人未到、空前絶後の事業というべきであろう。これら氏の仕事が『日本史学研究者のための最大の遺産』となるばかりでなく、広く自然・社会・人文科学の各分野の『さまざまの研究』に活用され、科学的進展とそれに伴う影響とを及ぼすであろうことは、想像に難くない。

ところで、『寧樂遺文』上・下の初版（二冊、以下『初版』本ともいう。）が刊行されたのは、〈太平洋戦争のさなか〉の昭

和十九年十月である<sup>(1)</sup>。こののち、『寧樂遺文』は昭和三十七年十一月二十日訂正初版の発行にともない補遺編を加えて、上・中・下の三巻となった（以下『訂正』本ともいう。）のだが、『訂正』本刊行以前の『寧樂遺文』の中から、万葉集卷第五「梅花の宴」に登場する歌人たちの一人「阿氏奥嶋」らしき人物「阿倍朝臣息嶋」を探しあてた学者がいる。訓詁注釈の偉業をなし遂げた『萬葉集注釋』全二十二巻の著者・澤瀉久孝である。その所見は『萬葉集注釋卷第五』で、初版発行は、昭和三十五年二月二十日である。爾来「日本史学」においてはともかく「上代文学」の分野において、昭和四・五・六十年代に刊行され、現在もなお再版されつつある『古典全集』や『古典集成』や角川文庫『万葉集』等々やに代表されるごとく、「竹内の史料」と「澤瀉の指摘」ということもあってか、「阿氏奥嶋」が「阿倍朝臣息嶋」であろうとの学説を、三十年間もの長きに渡って踏襲する結果となった。

しかしながら、この学説は、『初版』本はもちろん、たとえ『訂正』本以降の現今の『寧樂遺文』経済編下の本編「調庸綾絨布墨書」中に「阿倍朝臣息嶋」の名を見いだすことができたとしても、『寧樂遺文』そのものの誤謬であって「誤読の踏襲」と言わざるを得ない。

稿者は、さきに先学諸氏の好意で万葉集の歌人・人名についての二・三の仕事をもすることができた。この時、竹内理三らによる『日本古代人名辞典』（全七巻昭和52年 吉川弘文館刊）と『寧樂遺文』（東京堂出版刊）とからは多大な学恩を受けている。今、きわめて狭小ではあるが、かつて稿者自身もなした「誤読の踏襲」を正し、諸氏の好意と学恩とに報いたく思う。

一、阿氏奥嶋とその注記史

天平二（七三〇）年正月十三日、新暦で二月八日、時の大宰帥であった大伴旅人宅で、漢風趣味を凝らした「梅花の宴」が催された。この宴に参集し、詠歌を残した官人は、以下に挙げるように三十二名もの多きに達している。

- |                        |                         |                         |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 大式紀卿 <sup>△1</sup>   | 6 筑後守葛井大夫               | 11 小監土氏百村 <sup>△2</sup> |
| 2 小弉小野大夫 <sup>△2</sup> | 7 笠沙弥                   | 12 大典史氏大原 <sup>△2</sup> |
| 3 小弉粟田大夫               | 8 主人                    | 13 小典山氏若磨 <sup>△2</sup> |
| 4 筑前守山上大夫              | 9 大監伴氏百代 <sup>△2</sup>  | 14 大判事丹氏磨 <sup>△1</sup> |
| 5 豊後守大伴大夫              | 10 小監阿氏奥嶋 <sup>△2</sup> | 15 薬師張氏福子 <sup>△2</sup> |

- |                           |                          |                              |
|---------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 16 筑前介佐氏子首                | 22 陰陽師礪氏法磨 <sup>△1</sup> | 28 薩摩目高氏海人 <sup>△1</sup>     |
| 17 耆岐守板氏安磨 <sup>△1</sup>  | 23 竿師志氏大道 <sup>△1</sup>  | 29 土師氏御道                     |
| 18 神司荒氏稻布 <sup>△1</sup>   | 24 大隅日履氏鉢磨               | 30 小野氏國堅                     |
| 19 大令史野氏宿奈磨 <sup>△1</sup> | 25 筑前目田氏真上               | 31 筑前拯門氏石足                   |
| 20 小令史田氏肥人 <sup>△1</sup>  | 26 耆岐目村氏彼方               | 32 小野氏淡理 <sup>△1</sup>       |
| 21 薬師高氏義通                 | 27 対馬目高氏老                | <sup>△1</sup> 内数字<br>「職員令」定員 |

これら諸官人たちでは、帥である大伴旅人が最上位にあつたわけであるが、旅人は「主人」という立場で第八位にその名をつらね、帥に次ぐ大宰大式をまず第一位の主賓とし、つづく小弉、筑前・筑後・豊後の各国守、造観世音寺別当ら七人を賓客とした。主人帥大伴旅人を中心とする大宰府の諸官人にまじって、遠く大宰管轄（九国三島）の耆岐・対島・大隅・薩摩など遠国の国守も参加している。主人と賓客を除く彼らの氏の名は、漢風に擬して、多く氏の一字だけを取って某氏と署しているのだが、主人以下の大宰府の官人のなか、第十位に「小監阿氏奥嶋」の名が見える。

梅の花散らまく惜しみわが園の竹の林に鶯鳴くも 小監阿氏奥嶋

（5・八二四）

この本文を伝える古写本は、『校本萬葉集』によると、類・紀・西・細・温・矢・京・宮・陽の九種を数えるが、「小監阿氏奥嶋」に関しては、類・紀に「阿」を「河」に作り、類が偏を墨で訂正し、また、京に赭にて右に「アノウチオキシマ」「阿」の左に赭で「ノクマノ」の訓を付している程度で、

さして大きな異同はない。<sup>(2)</sup>「奥嶋」の伝記についても、古注釈では『古義』に「未考得ず」といい、現代注釈でも昭和二十年代までは『總釋』に「奥島なる人の事は他に参考となるものがない」といい、「伝未詳」としてきた。

ところが、昭和三十年代に至って澤瀉『注釋』に

① 少監阿氏奥嶋——「阿氏」は阿倍氏の略かと思ふが、確かでない。寧樂遺文（下濟經篇）に上野介正六位上阿倍朝臣息嶋オホシマといふ人、勝寶四年十月同國の調黃繩の墨書に見える。「阿」の字を頭に持った氏は萬葉では阿倍のみであり、官位令によると大宰少監は從六位上相當であるから、或いはこの人かも知れない。

（澤瀉久孝『萬葉集注釋卷第五』中央公論社

昭和三十五年二月二十日初版  
昭和四十七年四月二十五日十七版 一三三頁

と『寧樂遺文』の正倉院御物「調庸綾繩布墨書」の「阿倍朝臣息嶋」を比定したのは慧眼であった。

しかし、『注釋』の「或いはこの人かも知れない」といった推定は、「阿氏」が「阿倍氏」なのかとか、「奥嶋」と「息嶋」の表記上の違いとか、実証できる資料が他にないとか、の問題に留まらないのではないのか。天平二年から天平勝宝四年までには実に二十二年間のひらきがある。大宰少監は官位令にもある通り從六位上相當であるが、かりに「阿氏」が「阿倍氏」で、しかも「朝臣」姓だと想定すると、この「阿倍朝臣」は二十二年間を要して、正六位下を経て正六位上へ

と二位階昇進したことになる。從六位上の「阿倍朝臣」某が昇進したにしては、諸事情を考慮に入れても遅すぎはしないか、という疑念を抱かずにはおかないのである。『続日本紀』の中で、正六位上以下の昇進事例を検索することは極めて困難である。が、例えば「阿倍朝臣乙加志」という人物は勝寶四年正六位上であり、六年後の宝字二年に從五位下となつていりし、阿倍朝臣繼麿・阿倍朝臣子嶋・阿倍朝臣帶麿など事例の判明する人物の用例からしても同一人物が昇進したにしては二十二年は長過ぎる。また一方、大宰府の官人たちの事例では、同じ「小監」であった「土氏百村」は土師宿禰百村のことであろうが、百村は、養老五（五三）年正七位上であつたから、從六位下を経て從六位上相當の小監に二位階昇進するまでに上限で九年を要したことになる。さらに「大監伴氏百代」とは大伴宿禰百代のことであるが、百代が正六位下相當の大監から、正六位上を経て外從五位下に二位階昇進したのに要した年数は八年であつたからである。

要するに、以上は単に『注釋』の指摘した推定のあいまいさに対する一つの疑念でしかない。従つて、從六位上の「朝臣」姓の人物が二十二年かけて正六位上に昇進したという事例があつたとしても本論にまったく影響はない。ただ、以下に挙げる如く現代の万葉集の諸注釈書類が『注釋』の指摘を何ら検討することなく踏襲し、この踏襲が「誤読の踏襲」であつたならば、この疑念も意味をもつことになるであろう。

すなわち、次に挙げた『古典全集』本には、

② 阿倍朝臣奥島あべのあそみ おきしま 天平勝宝四(七五二)年十月ごろ、上野

介正六位上であったことが、正倉院御物古裂の調黄緋墨書によって知られる。5182四

(校注・訳者 小島憲之・木下正俊・佐竹昭広『萬葉集二』「人名一覽」日本古典文学全集3 小学館)

昭和四十七年五月三十一日初版  
昭和四十九年七月十日第三版 四九一頁)

とあって、「阿氏奥嶋」が「阿倍朝臣息嶋」のことであると  
言い切った上で、その名が「正倉院御物古裂の調黄緋墨書に  
よって知られる」というのである。『注釋』の推定に疑念を  
抱くどころか、推定はもはや推定の域を脱していると言え  
る。たぶん、小島らは同墨書を『注釋』の指摘によって『寧  
樂遺文』の本編のみから引用し、補遺編や他の資料などで確  
認することはなかったものと思われる。

以下⑩まで同様に、「阿氏奥嶋」に関する注記史を瞥見す  
ると、諸本の体裁上から『注釋』や『寧樂遺文』の書名がな  
いものも、内実は『注釋』の指摘を踏襲するのみであって、  
この指摘を再考するものはなかったと言わざるをえない。

③ 阿氏(あじ)は阿部氏(あべ)か。寧樂遺文に「上野介正六位上阿部朝臣  
息嶋」とある人。

(佐伯梅友・藤森朋夫・石井庄司校注『新訂萬葉集

二』「阿氏奥島」頭注 日本古典全書 朝日新聞社

昭和四十八年三月二十日 新訂初版 一四頁)

④ 阿氏奥島あじのおきしま (阿倍朝臣奥島か) (イ)不明。(ロ)天平初年大宰

小監。息嶋なら天平勝宝四年(七五二)十月ころ上野介  
正六位上。(ハ)5182四。

(桜井満訳注『現代語訳対照万葉集(上)』「人名・地  
名総覧」旺文社文庫 昭和四十九年一月二十日初版  
四七六頁)

⑤ 【阿氏奥嶋】小監阿氏奥嶋せうけんあじ  
のおきしま

①⑤八二四脚②未詳③天平二(七三〇)一大宰府梅花宴  
集客の一人。阿倍氏とすれば上野介正六位上阿倍朝臣息  
嶋がいる(寧)④⑤八二四

(伊藤博・中西進・橋本達雄・三谷栄一・渡瀬昌忠編  
『萬葉集事典』万葉集人名索引へ辰巳正明・日吉盛  
幸担当)萬葉集講座別巻 有精堂出版

昭和五十年十月一日初版  
平成三年三月一日第四版 一一三頁)

⑥ 阿氏奥島あじのおきしま (阿倍朝臣奥島か。息嶋は天平勝宝四年(七  
五二)十月当時、上野介正六位上。(ホ)5182四。

(桜井満編修『必携 万葉集要覧』「人名篇」桜楓社  
昭和五十一年六月二十五日初版  
平成三年四月二十日第十一版 七二頁)

⑦ 天平勝宝四年(七五二)上野介であった阿倍朝臣息嶋か。

(青木生子・井出至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎校  
注『萬葉集二』「阿氏奥島」頭注へ伊藤氏担当)新

潮日本古典集成 新潮社 昭和五十三年十一月十日  
初版 六五頁)

⑧ 阿氏奥島（あうじのおきしま）

〔系譜〕寧樂遺文下の「調庸綾絶布墨書」（正倉院御物）にみえる「（上野国）国司正六位上行介阿倍朝臣息嶋」が同一人物ではないかと推測されている。阿倍息道とは血縁関係にあって、奥島のほうが年長者に相当するのだろう。

〔閲歴〕天平二年正月には大宰小監であったから従六位上相当であったろう。天平勝宝四年正六位上上野介（正倉院御物）。生没未詳。

（大久間喜一郎・森淳司・針原孝之編『万葉集歌人事典』「作者・作中人物」へ町方 and 夫氏担当）雄山閣出版 昭和五十七年三月二十日初版 三頁）

⑨ 阿氏奥嶋 少監は大監に次ぐ大宰府三等官の下席。定員二名。従六位上相当。掌るところは大監に同じ。阿氏は、阿倍、阿刀、阿曇氏などであろうが、奥嶋は不明。注釈に、寧樂遺文天平勝宝四年十月上野国の調黄純の墨書に見える正六位上行介阿倍朝臣息嶋かと言う。

（井村哲夫『万葉集全注巻第五』有斐閣 昭和五十九年六月八日初版 一〇三頁）

⑩ 阿倍朝臣息嶋か。

（伊藤博校注『万葉集 上巻』「阿氏奥島」頭注 角川文庫 昭和六十年三月十日初版 二〇九頁）

二、「寧樂遺文」本編・補遺所収「調庸綾絶布墨書」の重複

『注釋』の指摘した『寧樂遺文』は、『訂正』本以前の昭和十九年十月五日発行の『初版』本か、その再版本である。「調庸綾絶布墨書」は『初版』本下巻の経済編下に正倉院御物として三十二点が収載されている。そして、この蒐録事情を同書の「解説」は、

今、正倉院御物棚別目録及び、寧樂第十五號續正倉院史論所載「正倉院御物調庸の綾絶布墨書集記」等によつて、その三十二点を蒐録した。（五四頁）〔傍点稿者〕

と説明している。『正倉院御物棚別目録』は、帝室博物館編の大正十四年版か昭和六年の第二版かによつたと思われるが、「本目録は寶庫拜觀者の爲めに、（略）各棚、箱、棚外に別ち、御物の品目を列記」したものであるから、<sup>(3)</sup>

773 古裂類 （南衣帯幞帳等ノ内）

此の位置と（793）とに古裂類若干点を納む、品目は時々交換することあるべし、詳細は現品題箋に就き之を觀るべし。（第二版、昭和六年刊による。）

などとあって、目録の性格上からも、本文を蒐録することは不可能である。一方「正倉院御物調庸の綾絶布墨書集記」（以下「墨書集記」という。）とは、雑誌『寧樂』第十五号に掲載された史料で、昭和七年四月二十三日から五月八日まで、

奈良帝室博物館に於て正倉院御物古裂の展観が行はれ、綾、(4)純、布(5)に調庸(6)に関する墨書のあるものが多数に展列せられ、(中略)同展観を見る機会を有たなかつた人々のために(以下省略)

二十八点の綾純布墨書を集記したものである。(4)『初版』本に蒐録した三十二点(5)は、「墨書集記」二十八点中六点を除く十二点と一致するので、ここから蒐録したものと考えるのが妥当であろう。ところが、『注釋』の指摘した「上野國矢田部根麻呂調純墨書」を含む残る十一点は「等(6)によつて」に含まれるもので、竹内自身が『正倉院御物棚別目録』等を手掛かりに、「現品題箋」などから御物そのものを調査したものであるであろう。ともかく、『初版』本の正倉院御物の「調庸綾純布墨書」の第13項目(七八四頁)には、

○黃純

上野國新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黃純一匹

長六丈  
廣一尺九寸天平勝寶四年十月 主當 國司正六位上行介阿倍朝臣息嶋  
臣息嶋 郡司擬少領无位

池田市  
部足人

と、確かに「國司正六位上行介阿倍朝臣息嶋」の名が存在するのは動かし難い事実である。つまり、この時点で、『注釋』の指摘それ自身には、誤っているとまではなかつた。

ところで、『寧樂遺文』は昭和三十七年十一月二十日に至り、新たに『訂正』本を発行したが、その「解説」には(前文省略)今、正倉院御物棚別目録及び、寧樂第十五

續正倉院史論所載「正倉院御物調庸の綾純布墨書集記」等によつて、その三十二点を蒐録したものを、松島順正氏「正倉院古裂銘文集成」(書陵部紀要三號)によつて、訂正し、(7)てかかげた。(以下省略、一一二頁)「傍点稿者」

とある。『初版』本の「解説」に傍点部を加筆したのだが、事実、この訂正の跡は、遺漏があるものの、随所に散見できる。しかしながら、「上野國矢田部根麻呂調純墨書天平勝寶四年十月」(本編目次項目13)は、「正倉院古裂銘文集成」と付き合わせれば、文字の異同が非常に多いにもかかわらず、一字一句まったく訂正されることがなく、『初版』本そのままであった。つまり、『訂正』本発行の時点で、竹内は後述する如く補遺編に蒐録した同書が同一の史料であるとは考えていなかったと考えられる。

この『訂正』本発行の時、『訂正』本には、抜き刷り形式による「調庸綾純布墨書」の「補遺」編を収載している。手元にある『訂正四版』本は抜き刷りの形式によらず、下巻に「補遺」として増補されている(九八七頁から九九〇頁まで)のだが、その「補遺解説」によれば、

調庸綾純布墨書補遺

本編訂正には松島順正氏の(正倉院古裂銘文集成)「書陵部紀要(五号)」によつたが、同集成には、本編所收以外にも多くの墨書を収めてある。そこで同氏の許可を得て、ここに補入した。新たに収めるところ三九點に達す

る。(以下省略)(下巻補遺解説一五九頁)

という。「書陵部紀要五號」とあるのは、「三號」の単なる誤植と思われるが、「新たに収めるところ三九點」は、すでに松島順正「正倉院古裂銘文集成」によって訂正を終えている。「本編所収の三十一點」を除いて「新たに三九點」を補入したという意味であろう。がしかし、管見によれば、「本編所収三十二點」と「補遺三九點」とには、少なくとも四點の重複がある。この四點を『訂正四版』所収上巻目次(三二頁と四〇・四一頁)によって列挙すれば、

1. 本編 6項目 武蔵國飛鳥部虫麻呂調布墨書天平六年十一月

補遺 6項目 武蔵國飛鳥部東麻呂調布墨書天平六年十一月

2. 本編 7項目 武蔵國大伴荒富庸布墨書天平勝寶五年十一月

補遺 7項目 武蔵國大伴荒富庸布墨書天平勝寶五年十一月

3. 本編 11項目 近江國田尻小東人調花綾墨書

補遺 24項目 近江國田尻小東人調(イマ)純墨書

4. 本編 13項目 上野國矢田部根麻呂調純墨書天平勝寶四年十月

補遺 31項目 上野國矢田部根麻呂調純墨書天平勝寶四年十月

となる。これら四點は本来「正倉院古裂銘文集成」によって、本編を訂正しさえすればよいものであった。しかし、本編が訂正されないばかりか、補遺編に同一史料が別の史料として新たに補入されたのである。この重複の原因はどこから起こったか。『初版』本の「調庸綾純布墨書」の項目別順序は、国郡別の分類による作業を終えていた。これに対し、こ

のちに発行された「正倉院古裂銘文集成」は、纖維製品(綾・純・布・布袋)別順序で分類していたうえに『初版』本の三十二点よりはるかに多い八十一點も収録していた。さらに、「墨書」には同じ年月に同じ人物による調庸墨書が何点か存在することなどから、錯誤したのではないかと見られる。

要するに、恐らく竹内は『初版』本「調庸綾純布墨書」の編集をするにあたって、『正倉院御物棚別目録』によって独自の調査をする一方で「墨書集記」等翻刻されている活字からも蒐録した。ところが、十数年のち写真図版まで蒐録した「正倉院古裂銘文集成」が八十一點もの古裂を蒐録していたため再調査をすることなく、これによって『初版』本を訂正するとともに、すでに本編に蒐録済みの古裂類墨書までをも補遺編に収載したのである。つまり、資料のみが先行し、『初版』本の史料に既存している史料を補遺として新たに加えたものと見られる。

### 三、「阿倍朝臣息嶋」は『寧樂遺文』本編の誤謬

『寧樂遺文』本編の「上野國矢田部根麻呂調純墨書」(目次13項目)は『初版』本と『訂正』本とは、本文の記述内容は同一で、かつ文字の異同もなかったことは、すでに述べた通りである。ところが、「墨書補遺」に重複して掲載された同墨書(補遺目次31項目)は、後述のように本編との文字



の異同を生じている。

「調庸綾絶布」

○正倉院御物

墨書補遺」

○黄絶（國印三アリ）

上野國新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黄絶壹匹

長六丈  
廣一尺九寸

天平勝寶四年十月 主當國司正六位上行介安倍朝臣息道

郡司擬少領無位他田マ君足人

また、この「墨書補遺」の出所となった「正倉院古裂銘文集成（結）」の同墨書は、以下に示す通りである。<sup>(9)</sup>

### 8 緋絶黄合縫の黄絶（図版十五）

（國印以下同じ）

上野國新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黄絶壹匹

長六丈  
廣一尺九寸

天平勝寶四年十月

主當

國司正六位上行介安倍朝臣息道  
郡司擬少領無位他田マ君足人

因みに、「正倉院古裂銘文集成」は、昭和五十三年に至り「さきに宮内庁書陵部紀要第二号・三号および第七号に掲載したものを改訂し、さらに増補し」て『正倉院寶物銘文集成』の書名で公刊している。<sup>(10)</sup>以下に、これをも加えて本文の異同を示すと次のようになる。

	初・訂正本編	補遺	古裂銘文集成	寶物銘文集成
㉗	黄絶一匹	（國印三アリ） 黄絶壹匹	國印三箇所図示 黄絶壹匹	國印三箇所図示 黄彦迄
㉘	安倍朝臣息嶋、 无位	安倍朝臣息道、 无位	安倍朝臣息道 无位	安倍朝臣息道 无位
㉙	池田市部足人	他田マ君足人	他田マ君足人	他田マ君足人

㉗ 本編の「國印」の有無は『初版』でも記載するのを常とするが、『初版』『訂正』本ともに欠落。

㉘ 「古裂銘文集成」「寶物銘文集成」ともにこの墨書の写真図版を収載しているが、図版に「絶」の文字なし。

㉙ 本編「安倍朝臣息嶋」補遺「安倍朝臣息道」は「安倍朝臣息道」の誤りである。

㉚ 「部」の省画字体は別にしても本編は誤脱がある。つまるところ、「阿氏奥嶋」の伝記は推測の域においても再び伝未詳ということになる。

翻って、万葉集卷八「冬雑歌」に、

安倍朝臣奥道の雪の歌一首

たな霧らひ雪も降らぬか梅の花咲かぬが代にそへてだに見む  
（8一六四二）

の詠歌をなしている「安倍朝臣奥道」こそ正倉院古裂の墨書中に見える「安倍朝臣息道」であろう。そして、この歌は息道が天平勝寶四年十月当時、上野國「國司正六位上行介」であった以前の作と考えられる。

結びに、竹内理三らによる『日本古代人名辞典』の初版発行は『訂正』本や『注釋』の初版発行以前の昭和三十三年五月である。すでにこの時、「阿倍朝臣息道」の解説中に、

(略) 勝宝四・十上野介正六位上であったことが、同国の調黄純墨書にみえる(寧下784、正裂銘8)。

とあるのだから、この墨書の人物が「阿倍朝臣息道」であるとの指摘はなされていたのであった。にもかかわらず、われわれが如上の誤りを正すことができなかったのは、澤瀉『注釋』の指摘という一方で、『寧下784』(本編)には『初版』本以来、依然として「阿倍朝臣息嶋」とあって、「阿倍朝臣息道」と訂正されることなく、新たにこの墨書を「補遺」編に補入してしまったことに、その原因があったからである。

注

(1) 以上へへ内は、一九九一年六月四日(火)『朝日新聞』夕刊2版11面による。

(2) 類・紀・西・宮は影印本により、その他は『新增補校本萬葉集』昭和55年岩波書店刊によった。

(3) 『正倉院御物棚別目録』第2版昭和6年帝室博物館「凡例」による。因みに、昭和26年初版 昭和30年改定版の宮内庁書陵部編『正倉院棚別目録』の刊行を見る。

(4) 「正倉院御物調庸の綾緇布墨書集記」續正倉院史論『寧樂』第15号51頁 昭和7年11月寧樂発行所 執筆者不明。

(5) 「墨書集記」から『初版』本が、蒐録しなかった六点を「墨

書集記」の通し番号で示すと13 14 16 21 22 28となる。「墨書集記」から『初版』本が蒐録した二十二点を『初版』本目次の項目番号で示すと3 4 5 6 7 8 9 10 11 14 16 17 18 20 21 22 23 27 28 31 32となる。「付表」を参照されたい。

(6) 『初版』本によって取り挙げられた墨書十一点を『初版』本目次の項目番号で示せば1 2 12 13 15 19 24 25 26 29 30となる。「付表」を参照されたい。

(7) 松島順正「正倉院古裂銘文集成(結)」一八 調庸関係墨書銘記『書陵部紀要』第3号昭和28年3月 宮内庁書陵部。

(8) 「付表」中、各項目番号をゴシック体で示す。

(9) 「二一純」二九・三〇頁。なお、印刷の都合上二行とし、図版を省略した。

(10) 松嶋順正『正倉院寶物銘文集成』昭和53年吉川弘文館刊。

〔付記〕 本稿は、中西進・辰巳正明・日吉盛幸編著『万葉集歌人集成』(一九九〇年講談社)の共同成果の一部を日吉の責任で執筆したものである。

付表

文項番	銘文	物成	寶集
1	常陸國	調繩墨書	天平寶字二年十月
3	常陸國	多治比部家主調曝布墨書	天平寶字七年十月
5	常陸國	生部衣麻呂調布墨書	天平勝寶四年十月
6	常陸國	嶋交易布墨書	天平勝寶五年
7	常陸國	大田部虫麻呂調布墨書	天平勝寶四年十月
8	常陸國	建部身麻呂調布墨書	天平勝寶五年十月
9	常陸國	壬生直宮万調布墨書	天平勝寶五年十月
10	常陸國	大伴部荒嶋調布墨書	
11	常陸國	雀部	調布墨書
12	常陸國	占部馬麻呂調布墨書	天平勝寶五年十月
13	常陸國	占部馬麻呂調布墨書	天平勝寶四年十月
14	常陸國	君子部真石調布墨書	天平勝寶四年十月
15	常陸國	宇治部小中調曝布墨書	天平寶字元年十月
16	常陸國	雀部奈為麿調布墨書	天平十五年十月
17	常陸國	雀部奈為麿調布墨書	
18	常陸國	調布墨書	
19	常陸國	矢作部小僧調曝布墨書	天平勝寶四年
20	下野國	丸子部黒須調布墨書	天平十三年十月
21	下野國	調布墨書	天平十三年十月
22	上野國	龍麻呂庸布墨書	
22	上野國	秦人「一」高麻呂庸布墨書	
23	上野國	上毛野朝臣甥調布墨書	天平十三年十月
24			
26			
21			
18			
17			
19			
22			
23			
18			
19			
24			
25			
23			
7			
23			
25			
24			
17			
13			

正倉院宝物調庸關係銘文名  
『寧樂遺文』（訂正本編・補遺編）の目次を  
『正倉院寶物銘文集成』によって訂正する。

墨書集記  
初版本編  
古裂集成  
訂正本編  
補遺編

52	51	50	49	48	47	46	45	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33 2	33 1	32	31	30	27	26	25	24		
武藏國五百井部古猪調布墨書	武藏國□□□□庸布墨書	武藏國日下部東人庸布墨書	武藏國御刑部直国当調庸布墨書天平勝寶八歲	安房國平羣郡大弓部得万呂調布墨書天平九年	上総國交易布墨書	上総國子田部家長庸布墨書天長五年十月	上総國他田公足庸布墨書天長五年十月	上総國	上総國□□□□男質調布墨書天平勝寶二年十月	上総國□□□□□□天平勝寶二年十月	上総國	上総國□□□□貨布墨書天□□□□□	上総國額田部千万呂調布墨書寶龜八年十月	上総國刑部小里人庸布墨書天長五年十一月	上総國丈部黒狛□□等調布墨書天平勝寶□歲十月	上総國□部広庭調布墨書天平勝寶八歲十一月	上総國(安房國)平羣郡服織部尼麻呂布墨書	下総國矢田部広足調并庸布墨書	下総國矢田部麻呂調并庸布墨書天平十七年十月	下総國□□□□	下総國大伴部足調庸布墨書天平十三年十月	下総國大伴部足調庸布墨書天平十三年十月	上野國矢田部根麻呂調黃純墨書天平勝寶四年十月	上野國桙前部黒麻呂庸布墨書天平感寶元年八月	上野國田部真辛人調布墨書天平十八年十月	上野國額田部馬稻調布墨書		
	7					13	14		12												16	15					25	
	8								9														10	13	15			16
	27	28	26			39	38	40	36		37	35	34	33	32		31	45	44	43	42	41	8	72	71	70		
	8								9													10	13	15			16	
			5			14	13					12	11	10	9		8	16	15				31		30			

79	信濃國布袋墨書天平勝寶十三年十月				
78	信濃國布袋墨書天平勝寶二年十月				
77	信濃國安曇部真羊調布墨書天平寶字八年十月	12			
76	信濃國長谷部尼麻呂調庸布墨書天平勝寶四年十月				
75	信濃國小村鄉交易布墨書天平十年十月				
74	甲斐國物部高嶋調布墨書				
73	甲斐國日下部□□□純墨書和銅七年十月	2			
72	越中國船木秋麻呂調純墨書天平勝寶五年十月	9			
71	越中國建部天平生□□□牒紙箋				
70	越中國□□□□□牒紙箋				
69	越中國射水臣□□□牒紙箋				
68	越中國三宅黑人牒紙箋天平勝寶四年十月				
67	越中國□□□千嶋調白牒綿紙箋天平勝寶六年	81			
66	越中國中臣部照麻呂調白牒綿紙箋天平勝寶六年	80			
65	佐渡國矢田部枚人調布墨書天応元年六月十五日	77		35	
64	佐渡國丈部得麻呂調布墨書天平十一年十月十五日	76	27		
63	越後國肥人砦麻呂庸布墨書天平勝	75		34	
62	相模國中嶋連五百足庸布墨書天平勝寶四年七月				
61	相模國□□□□□□□天平勝「」				
60	相模國大伴部首麻呂調庸布墨書天平勝寶元年十月	25		3	
59	相模國□□□□□庸布墨書天平	23	4		
58	相模國大伴部広麿□調布墨書	24	5		
57	相模國磯部白髮調布墨書天平十年□	22	3		
56	武藏國交易布墨書				
55	武藏國大伴直荒富庸布墨書天平勝寶五年十一月	60	7	7	
54	武藏國飛鳥部虫麻呂調布墨書天平六年十一月	29	6	6	
53	武藏國宅□□□調純墨書	6		4	

144	115	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
國名未詳	土佐國日奉部夜惠調絀墨書天平勝寶七歲十月	伊予國葛木部龍調絀墨書天平十八年九月	讚岐國寒河郡	讚岐國吉志部呼鳥調絀墨書天平勝寶四年十月	讚岐國河内部宮曆調絀墨書天平十八年十月	讚岐國大伴首三成調絀墨書(天平勝寶八歲十月)	讚岐國三木郡	阿波國忌部為曆調絀墨書天平四年十月	伯耆國間人安曇□調絀墨書	播磨國己智田主調絀□墨書	丹後國車部鯨調絀墨書天平十一年十月	紀伊國榎本連真坂調椽絀墨書天平勝寶八歲十月	近江國田尻小東人調花綾墨書	遠江國	遠江國刑部真須弥調黃絀墨書天平十五年十月	駿河國	伊豆國生部直安万呂委文部益人調代商布墨書	伊豆國	伊豆國委文連大川調絀墨書天平勝寶七歲十月	信濃國 天平十一年十月	信濃國 天平寶字八年十月	信濃國 天平寶字八年十月	信濃國 天平寶字八年十月	信濃國 天平寶字八年十月
28	3	2									4			1										
	32	31			30			29			28		11		1									
	20	19	18	17	16	15	14	13	11	12	10		1	3	2		21							66
	32	31			30			29			28		11		1									
				39		38			36	37				24				2						27